

東京都のディーゼル車規制の現況

東京都環境局 自動車公害対策部

都は、ディーゼル車排ガスが東京の大気汚染の主要因であり、都民の生命と健康を守るため排ガス対策が喫緊の施策であるとの認識のもと、経営環境の極めて厳しい状況の中で、廃棄物処理業界、運輸業界、自動車メーカー等関係方面のご理解ご協力をいただきながら本年10月のディーゼル車規制開始に向けて準備を進めてきている。

間近になった10月からの規制の現況について要点をまとめてご説明したい。

1. 環境確保条例による粒子状物質排出規制

都の窒素酸化物(NOx)や、粒子状物質(PM)の排出量をみると、その多くが自動車から排出されている。このうちNOxの約7割、PMのほぼすべてがディーゼル車によるものである。ディーゼル車から排出されるPMは発ガン性物質であり、また、気管支ぜん息やアレルギー性鼻炎症状の発症の原因とも指摘されている。

PMの削減は緊急の課題であるが、国が新車規制を強化したとしても大気汚染への改善効果は、古い車の買換えの進展に応じてという緩慢なものである。

深刻な大気汚染の早急な改善には、新車対策だけでなく、今も大量のPM等を排出しながら走行している使用過程車の対応に真先に取組む必要がある。

都は、現在の厳しい大気汚染の状況に対して無作為でいることなく、都条例によりPM排出基準を満たさないディーゼル車の都内の走行を禁止することとした。

PMを多量に排出しながら走行している使用過程車は、PM減少装置の装着が必要となる。また、都外から都内に流入してくる車も、規制の対象としている。

(環境確保条例による規制の概要)

適用開始日	平成15年10月1日
排出規制物質	粒子状物質(PM)
対象地域	都内全域(島しょを除く)
規制内容	PM排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止
対象車種	貨物自動車(トラック・バン)、乗合自動車(バス)、特殊用途自動車(冷凍冷蔵庫車等) 乗用車を除く。
猶予期間	初度登録から7年間
指定装置	知事が指定するPM減少装置の装着により、条例規制に適合するとみなす。
罰則等	運行責任者に運行禁止命令。命令に従わない場合は、氏名公表及び50万円以下の罰金

2. 規制施策への取組ならびに対応の状況

都は、規制を円滑・効果的に実施していくため、ディーゼル車規制開始1年前に当たる平成14年9月から、全庁を挙げて諸施策を展開する「違反ディーゼル車一掃作戦」に取り組んでいる。また、特に、厳しい経営環境にある事業者への支援策として、PM減少装置の装着補助、新車への買換えのための融資斡旋を実施してきた。規制が目前に迫り事業者の規制対応も進展の度を深めている。

(1) 「違反ディーゼル車一掃作戦」の取組状況

作戦1 ディーゼル車のユーザーを動かす

- ・20台以上を使用する事業者(約4,000社)に自動車Gメンが立入り指導を実施。(8月現在調べで、規制対象台数の約9割が9月までに対応完了予定。)
- ・都内の20台未満の小規模事業者または個人に、ダイレクトメールにより規制内容を個別に周知した。(14年5月、15年3,5,8月の計4回・延べ550万通)
- ・地域説明会、個別相談及び中小企業団体その他業界団体に対する説明会を(約300回)実施。
- ・都外からの流入車を対象に、自動車Gメンが自動車ターミナルや市場等の物流拠点において周知活動を行う。(各卸売市場、トラック・Tにおいて実施)

作戦2 荷主側から働きかける

- ・都庁自らはもとより区市町村に対して配送・工事等で(仕様書等に「規制適合車の使用」の明記を要請する等)違反車不使用の早期対応を促す。
- ・百貨店・スーパーや建設業界などの全国約100の荷主団体等に対し、早期対応を個別訪問で要請。

作戦3 整備事業者のチェックで早める

- ・整備事業者(5,300社)と連携して車検等の整備点検時に、チラシによる規制の周知及び粒子状物質(PM)減少装置の装着を働きかけていく。

作戦4 自動車メーカー・装置メーカーと共同して広める

- ・自動車メーカー・装置メーカーに対して、規制適合車やPM減少装置の供給拡大を要請すると同時に、補助・融資斡旋制度の活用を図りながら、早期の対応を促す。

作戦5 石油メーカーに協力を求める

- ・PM減少装置の装着を促進するため、平成14年9月、石油連盟へ低硫黄軽油(硫黄分50ppm)の全国提供の前倒し実施を要請。15年4月から全国提供が実現。

作戦6 首都圏全体で取り組む

- ・14年11月、7都県市(現在は8都県市)首脳会議のもとに「ディーゼル車対策推進本部」を設置。共同で、国に対し排ガス規制の強化、補助制度の継続、全国の自治体に対し、事業者支援等の要請、関係業界等へ規制内容の周知や協力の要請を働きかけるなどの連携を強化した。

作戦 7 監視・取締りを徹底する

- ・規制開始後は、自動車 G メンが事業者や自動車ターミナル・市場、路上において指導・取締りを実施する。（参考）

(2)事業者への支援策

都は規制への早期対応を促すため、平成 13,14 年度の 2 年にわたり、買換えに対する融資斡旋や PM 減少装置の装着に対する補助を行ってきた。

平成 15 年には、厳しい経営環境にあると都内中小事業者を対象として支援策の拡充を図っている。

融資斡旋については、既存の制度(2万台分)に加え、新たな支援策として、公庫融資の利用者に補償料補助(1万台)を行うとともに、既存の融資斡旋制度を利用出来ない事業者も利用可能な特別融資制度(2万台分)を創設した。

特に、特別融資は、購入車両を担保とするもので、画期的なものとなっている。

PM 減少装置の装着補助についても平成 14 年度の 3 倍増となる 28,000 台分を計上している。

(3)規制対象ディーゼル車(都内登録車)対応状況

規制対応の進捗状況は、14 年 3 月末に 20 万 2000 台あった規制対象車が、平成 15 年 3 月末の推計により、減車・買換えで 5 万 5000 台の減少、さらに、PM 減少装置装着 1 万 2000 台の対応済みとなったことにより、規制対象車は 13 万 5000 台で進捗率は 33%となっている。7 月末現在の進捗状況は推計巾だが、60%程度と見込まれている。

大手企業の規制対応は完了に向けて取組が進み、今後は中小零細企業を中心に対応が進展していくこととなる。厳しい経営状況にある企業、個人事業者が対応の努力をしている中で、取締りがどうなるのか様子見の事業者もあると伝聞されている。

一方で、早期に対応を行ってきた事業者からは、負担の公平性から規制の徹底を求める声が高まっている。

3. 規制開始後における不適合車への対応

本年 10 月からの規制開始後においては、規制不適合車に対する取締りを行うとともに、都や区市町村が発注する工事や都施設において規制適合車の使用を徹底するなど、違反車両を使わせない取組を行っていく。

(1)取締りの実施内容

ア 事業所への立入検査

計画的な都内事業所への立入検査、違反車両を使用した事業所への立入検査

イ 路上取締り

警視庁との合同による走行車両の検査、駐車車両の検査

ウ ビデオカメラによる走行車両の撮影

車両ナンバーをビデオカメラで撮影し、違反車両を追跡

工 物流拠点での違反車両の取締り

卸売市場、自動車ターミナル、コンテナ埠頭などでの車両検査

オ 都民等からの通報による調査

都民等からの通報により、黒煙等を排出する車両等を調査

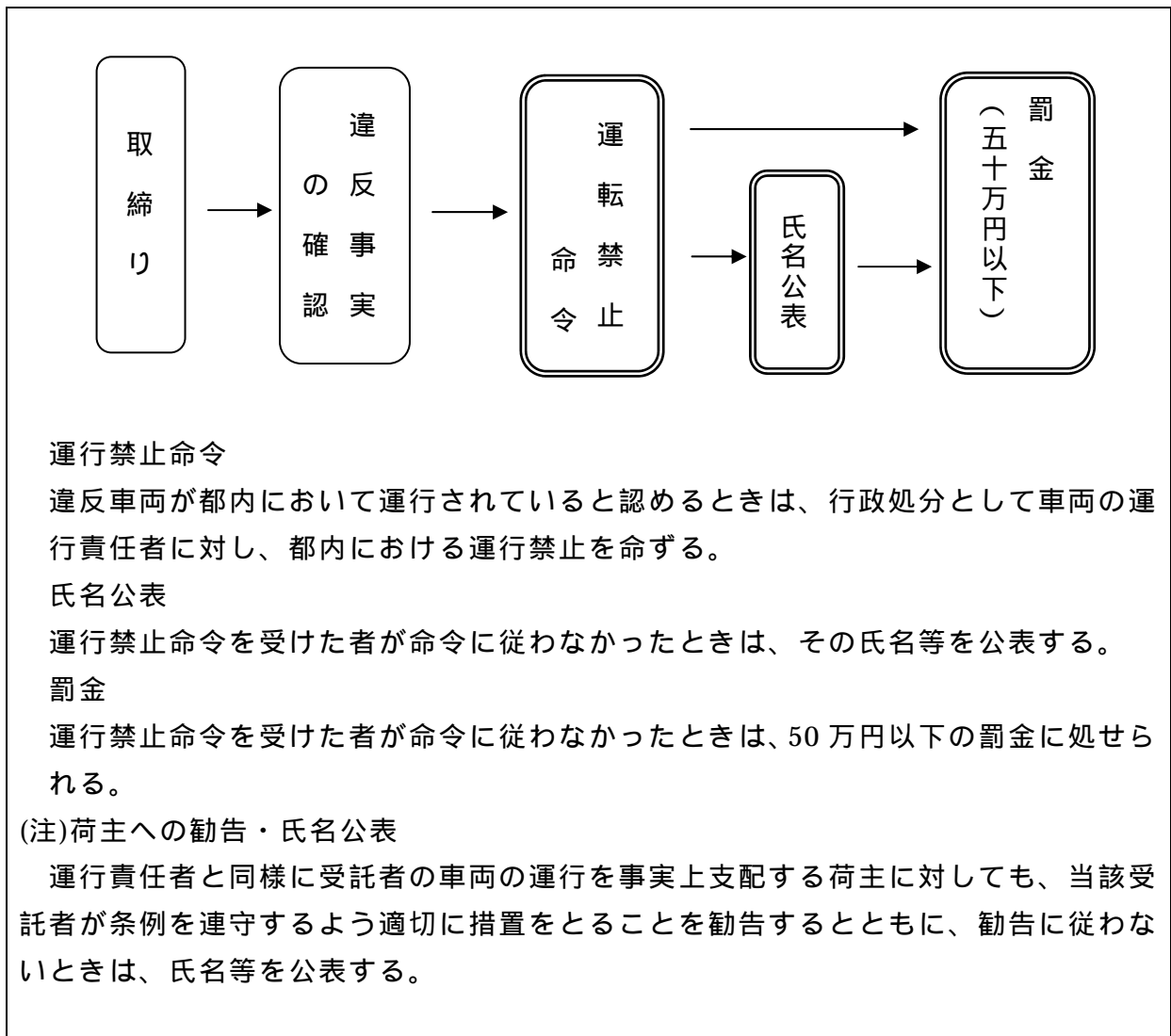
(2)違反車両を使わせない取組

ア 都、区市町村などが発注する配送・工事等における規制適合車使用の徹底

イ 都施設の埋立処分場、卸売市場などにおける規制適合車使用の徹底

ウ 車両の使用を伴う許認可に当たっては規制適合車の使用を条件づけ

【違反者に対する行政処分・罰則】



以上が、都のディーゼル車規制の概況である。規制不適合車については、規制開始の前までに対応措置をしていただくとともに、今後ともディーゼル車規制へのご理解ご協力をお願いします。